

定 款



西華産業株式会社

西華産業株式会社定款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、西華産業株式会社と称し、英文ではSEIKA CORPORATIONと表記する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の物品の販売および輸出入業

- イ) 機械、器具（計量器、計測器、医療用機器を含む）、工具、電気・電子・通信機器、工業用ロボットおよびそれらの部品
- ロ) 車両、船舶、航空機、銃砲類およびそれらの部品
- ハ) 鉄鋼、非鉄金属、鉱石、その他鉱産物およびそれらの製品
- ニ) 石炭、石油、天然ガス、その他燃料およびそれらの製品
- ホ) セメント、木材、その他土木建築用資材およびそれらの製品
- ヘ) ゴム、皮革、紙、パルプおよびそれらの製品
- ト) 工業薬品（火薬類を含む）、医薬品、農薬、肥料、飼料、その他工業製品およびそれらの原料
- チ) 食品、飲料、嗜好品および酒類
- リ) 動物、植物、その他天産物
- ヌ) 書籍、運動用具、楽器、その他教養・レジャー用品および雑貨
- ル) 絵画、彫刻、その他美術品

2. 前号（チ、リ、ルを除く）物品の製造加工業、修理業、工事請負業、賃貸、管理・保守業

3. 工業所有権、著作権等の無体財産権、ノウハウ、システム・エンジニアリング、その他ソフトウェアの取得、賃貸および販売業

4. 建設業

5. 不動産の売買、賃貸借、仲介および管理業

6. 古物売買業

7. 産業ならびに生活廃棄物、廃材、廃水の回収・再生・処理業

8. 観光・娯楽・保健体育施設の経営および賃貸借業

9. 有価証券の取得および売買、金銭の貸付、債権の売買、債務の保証・引受け等の金融業

10. 倉庫業、陸送業、海運業、航空運送業およびそれらの代理業

11. 損害保険代理業
12. 発電および電気の供給に関する事業
13. 情報処理・提供その他の情報サービス業、広告業および放送業
14. 電気通信事業法にもとづく電気通信事業
15. インターネットを利用したショッピングモールの開設
16. 各種イベントの企画、運営、実施
17. 前各号に関連する調査、企画、研究、開発およびコンサルティング業
18. 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(公告方法)

- 第 4 条
1. 当社の公告は、電子公告により行う。
 2. 事故その他やむを得ない事由により、電子公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、37,705,800株とする。

(自己株式の取得)

第 6 条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の売渡請求)

- 第 8 条
1. 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すこと（以下「買増し」という。）を、当社に請求することができる。
 2. 前項の請求があった場合において、当社が売渡すべき数の株式を有しないときは、当社は、前項の請求に応じないことができる。

(単元未満株主の権利制限)

第 9 条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (3) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 1. 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

(株式取扱規定)

第 11 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規定による。

(基準日)

第 12 条 1. 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 13 条 定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(招集権者および議長)

第 14 条 1. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、あらかじめ取締役会において定めた順序により、取締役が招集する。

2. 株主総会においては、社長が議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

- 第 15 条 1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

- 第 16 条 1. 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。
2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(決議の方法)

- 第 17 条 1. 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

- 第 18 条 当社は、取締役会を置く。

(定 員)

- 第 19 条 1. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、11 名以内とする。
2. 当社の監査等委員である取締役は4 名以内とする。

(選 任)

- 第 20 条 1. 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(解 任)

第 21 条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(任 期)

第 22 条 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会規定)

第 23 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定める事項のほか、取締役会において定める取締役会規定による。

(代表取締役および執行役員等)

第 24 条 1. 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役又は執行役員の内1名を社長とする。

3. 取締役会は、その決議によって、執行役員を定め、業務を分担して執行させることができる。

4. 取締役会は、その決議によって、役付執行役員を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 25 条 1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた順序により、取締役が招集し、議長となる。

2. 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の5日前に発するものとする。ただし、緊急のときは、これを短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 26 条 1. 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わること

のできるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 27 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定に拠り、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役の責任免除)

第 28 条 取締役（会社法第 2 条 15 号イの業務執行取締役等であるものを除く。）との間で会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 500 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第 29 条 当社は、監査等委員会を置く。

(常勤の監査等委員)

第 30 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会規定)

第 31 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定める事項のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規定による。

(監査等委員会の招集)

第 32 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の 5 日前までに発するものとする。ただし、緊急のときは、これを短縮することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第 33 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 34 条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 35 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

- 第 36 条 1. 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 37 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第 38 条 当社は、会計監査人との間で会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、金6,000万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第 39 条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第 40 条 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第 41 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

- 第 42 条 1. 当会社は、期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、その支払の義務を免れる。
2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

附則

- 第 1 条 第 99 回定時株主総会の終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 36 条の定めるところによる。

(2022年6月28日改正)